

# 上場前の公募又は売出し等に関する規則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規則は、新規上場申請者のうち国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として本所が定める者並びに外国会社以外の新規上場申請者の発行する株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式（優先出資を含む。以下同じ。）の譲受け又は譲渡及び第三者割当等（有価証券上場規程第7条の4に規定する第三者割当等をいう。以下同じ。）による募集株式（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項第4号に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の割当等について、必要な事項を定める。

## 第2条 削 除

## 第2章 上場前の公募又は売出し

### 第1節 総 則

### (公募又は売出予定書の提出)

第3条 新規上場申請者（第1条に規定する新規上場申請者をいう。以下同じ。）が、上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出し（以下「上場前の公募等」という。）を行う場合には、新規上場申請者及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）

又は外国証券業者（以下「金融商品取引業者等」という。）である本所の取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する現物取引参加者、同条第4項に規定するIPO取引参加者又は同条第6項に規定するジャスダック取引参加者をいう。以下同じ。）（以下「元引受取引参加者」という。）は、上場申請後遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を本所に提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である本所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する（以下同じ。）。

- 2 本所が「公募又は売出予定書」を検討し、当該予定書の内容を不適当と認めて、その変更を要請した場合には、新規上場申請者及び元引受取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。

#### （上場前の公募等の手続）

第3条の2 新規上場申請者が、上場前の公募等を行う場合には、新規上場申請者及び元引受取引参加者は、次の各号に定めるいずれかの手続を行うものとする。ただし、新規上場申請者が、JASDAQにおける有価証券上場規程第8条又は第9条の規定の適用を受けようとする場合には、第1号に定める手続を行うものとする。

- (1) この規則の定めるところにより行う上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査（以下「ブック・ビルディング」という。）
- (2) この規則の定めるところにより行う競争入札の方法による上場前の公募等（以下「競争入札による公募等」という。）

## (公開価格の決定)

第3条の3 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める状況に基づき、上場日までの期間における有価証券の相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、上場前の公募等の価格（競争入札による公募等を行う場合にあっては、競争入札による公募等を除く上場前の公募等（以下「入札後の公募等」という。）の価格をいう。以下「公開価格」という。）を決定するものとする。

### (1) ブック・ビルディングを行う場合

ブック・ビルディングにより把握した投資者の需要状況

### (2) 競争入札による公募等を行う場合

競争入札による公募等における落札加重平均価格（落札価格をもとに本所が定める方法により加重平均して得た価格をいう。）その他の当該競争入札の実施状況

2 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該公開価格及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを本所に提出するものとする。

## (上場前の公募等に係る配分)

第3条の4 元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づき配分を行うものとする。

2 元引受取引参加者は、本所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、本所が必要と認める場合には、当該指針の内容を本所に通知するものとする。

( 委託販売に係る事務の委託 )

第 3 条の 5 元引受取引参加者は、上場前の公募等についてブック・ビルディングを行う場合であって、元引受取引参加者以外の金融商品取引業者等（当該上場前の公募等について第 3 条の 7 に規定する本所が必要と認める事項を内容とする契約又は第 3 条の 8 に規定する本所が必要と認める書面の元引受取引参加者への提供等を内容とする契約を締結した金融商品取引業者等及びこれらの契約と同種の契約を国内の他の金融商品取引所の会員又は取引参加者と締結した金融商品取引業者等を除く。）に当該上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを行わせるときは、当該募集又は売出しの取扱いに関し、本所が適当と認める事務を本所に委託することができる。

( 公募又は売出実施通知書等の提出 )

第 3 条の 6 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間（競争入札による公募等を行う場合にあっては、入札後の公募等の申込期間をいう。以下この条において同じ。）終了後、遅滞なく当該上場前の公募等に係る公開価格の決定及び配分が適正に行われた旨を記載した本所定の「公募又は売出実施通知書」を本所に提出するとともに、当該上場前の公募等の内容を新規上場申請者に通知するものとする。

2 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から 5 年間、当該上場前の公募等に係る株式の取得者の住所、氏名及び株式数等についての記録を保存するものとし、当該記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

( 非取引参加者金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い )

第 3 条の 7 上場前の公募等について本所の取引参加者以外の金融商品取引業者等（以下「非取引参加者金融商品取引業者等」という。）が元

引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（本所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請者は、当該非取引参加者金融商品取引業者等との規則の趣旨の遵守について本所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について本所が適當と認める書面を本所に提出するものとする。

（同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等）

第3条の8 前条の規定にかかわらず、本所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者の上場前の公募等について当該他の金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者等（次条第1項の規定により本所以外の金融商品取引所を指定した場合には、当該指定に係る金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者等に限る。以下この条において同じ。）が元引受契約等を締結する場合には、当該新規上場申請者は、当該非取引参加者金融商品取引業者等と当該上場前の公募等について本所が必要と認める書面の元引受取引参加者への提供等を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について本所が適當と認める書面を本所に提出するものとする。

（上場前の公募等に関する金融商品取引所の指定等）

第3条の9 本所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受取引参加者は、同時に上場申請を行った国内の金融商品取引所のうちいずれか1か所の金融商品取引所を、上場前の公募等に関し主たる事務を取り扱う金融商品取引所として指定

するものとし，これを本所に通知するものとする。

2 新規上場申請者及び元引受取引参加者が，前項の規定により本所以外の金融商品取引所を指定した場合には，第3条の3第2項（公表に係る部分に限る。），第3条の4第2項（公表に係る部分に限る。），第3条の5，第3条の7，第3条の11第2項（公表に係る部分に限る。），第3条の12第2項（公表に係る部分に限る。），第5条，第6条第1項及び第6条の2から第9条までの規定は，適用しない。

#### （不適正な上場前の公募等に対する措置）

第3条の10 本所は，第3条の6第1項若しくは第8条に規定する書類又は第3条の6第2項若しくは第3条の14第3項の規定により元引受取引参加者が提出した書類その他新規上場申請者又は元引受取引参加者がこの規則に基づき本所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から，上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には，上場申請の受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

#### 第2節 公開価格の決定手続等

##### （ブック・ビルディングの方法に関する指針の策定）

第3条の11 元引受取引参加者は，上場前の公募等に係る投資者の需要状況を適正に把握するため，ブック・ビルディングの方法に関する指針を策定するものとし，当該指針に基づきブック・ビルディングを行うものとする。

2 元引受取引参加者は，本所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに，当該指針の内容を本所に通知するものとする。

##### （公開価格に係る仮条件の決定等）

第3条の12 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングを行う場合には、新規上場申請者の財政状態及び経営成績並びに有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見その他の公開価格の決定に関し参考となる資料及び意見を総合的に勘案し、公開価格に係る仮条件（投資者の需要状況の調査を行うに際して投資者に提示する価格の範囲等をいう。）を決定するものとする。

2 元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格に係る仮条件を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写し及びブック・ビルディングの仮条件の算定に関する資料を本所に提出するものとする。

（需要状況の調査に含めてはならない需要）

第3条の13 元引受取引参加者は、ブック・ビルディングにより把握すべき需要状況に、次の各号に掲げる需要その他の上場前の公募等における配分の対象とならないことが明らかに見込まれる需要を含めてはならない。

- (1) 投資者の計算によらないことが明らかな需要
- (2) 一の投資者の計算による需要が重複して取り扱われる場合の当該重複する需要

（需要状況の調査の記録の保存等）

第3条の14 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況についての記録を保存するものとする。

2 元引受取引参加者のうち主たるものは、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況すべてを集約した結果についての記録を保

存するものとする。

3 元引受取引参加者は、前2項の記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

(競争入札の実施)

第4条 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、競争入札による公募等を行う場合には、本所が定める数量の株式を競争入札に付するものとする。

2 前項の規定に基づく競争入札による公募等においては、本所が定めるところに従い、入札を行う場合の下限価格をあらかじめ定めて行うものとする。

(競争入札事務の委任)

第5条 元引受取引参加者は、競争入札による公募等を行う場合には、当該競争入札による公募等に係る事務を本所に委任するものとする。この場合における事務の委任は、本所が定める様式による競争入札事務委任契約書をもって行うものとする。

(入札の取次等)

第6条 競争入札による公募等における本所での入札は、取引参加者に限り、これを行うことができる。

2 入札は、取引参加者が顧客の入札を取り次いで行うものとし、取引参加者は自己の計算に基づく入札を行ってはならない。

3 取引参加者は、次の各号に掲げる者の入札（金融商品取引業者等にあっては、自己の計算に基づく入札）の取次を行ってはならない。

(1) 新規上場申請者の特別利害関係者

(2) 新規上場申請者の所有株式数の多い順に10名の株主（新規上場申請者の従業員持株会を除き、優先出資証券の場合には、優先出資者

をいう。)

(3) 新規上場申請者の従業員

(4) 金融商品取引業者等並びにその役員，人的関係会社及び資本的関係会社

4 取引参加者は，あらかじめ定められた下限価格に満たない価格の入札その他の不適当な入札の取次を行ってはならない。

(入札の不成立等)

第6条の2 本所は，競争入札による公募等における入札申込総株式数が著しく少ない場合には，当該競争入札を不成立とし，一切の入札を取り消すものとする。

2 本所は，前項の規定により当該競争入札を不成立とした場合には，直ちにこれを公表するものとする。

(落札結果の公表及び通知)

第7条 競争入札による公募等の落札結果について本所が必要と認める事項の公表は，本所がこれを行うものとする。

2 本所は，元引受取引参加者及び入札を取り次いだ取引参加者に対し，原則として入札が行われた日に，競争入札による公募等における落札結果の通知を行うものとする。

(落札者名簿等の提出)

第8条 競争入札による公募等において落札した取引参加者（以下「落札取引参加者」という。）は，前条第2項に規定する落札結果の通知が行われた日（以下「落札結果の通知日」という。）の翌日（休業日に当たる場合は，順次繰り下げる。）までに，当該落札結果に係る取得者の割当内訳の状況を記載した書面を元引受取引参加者に提出するものとする。

2 落札取引参加者は、落札結果の通知日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日までに、当該落札結果に係る取得者の住所、氏名及び株式数等を記載した本所所定の「落札者名簿」を本所に提出するものとする。

（落札の取消し等）

第9条 本所は、前条に規定する書類の内容及び競争入札による公募等の実施の状況等から、談合その他組織的な不正行為により、競争入札による公募等の公正性が著しく害されたと認められる場合には、一切の落札を取り消すことができる。

2 本所は、前項の規定により落札を取り消した場合には、直ちにこれを公表するものとする。

第10条から第14条まで 削 除

### 第3章 上場前の株式等の譲受け又は譲渡

（上場前の株式等の移動の状況に関する記載）

第15条 新規上場申請者は、第6条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員（以下「特別利害関係者等」という。）が、直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。

(上場前の株式等の移動に関する記録の保存等)

- 第16条 新規上場申請者は、上場日から5年間、前条の規定に基づく株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存するものとする。この場合において、幹事取引参加者は、新規上場申請者が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとする。
- 2 新規上場申請者は、前項の記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならない。
  - 3 本所は、新規上場申請者が前項の提出請求に応じない場合は、当該新規上場申請者の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができる。
  - 4 本所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づく株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該新規上場申請者及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

第4章 上場前の第三者割当等による募集株式の割当等

(第三者割当等による募集株式の割当に関する規制)

- 第17条 新規上場申請者が、直前事業年度の末日の1年前の日以後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定める

ところにより提出するものとする。

- 2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

( 所有に関する規制 )

第18条 第三者割当等による募集株式の割当を受けた者が、前条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、本所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

- 2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当を受けた者が前条第1項に規定する確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- 3 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当を受けた者の当該募集株式の所有状況について本所から照会を受けた場合には、当該募集株式の所有状況に係る報告を本所に行うものとする。

( 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規定の準用 )

第19条 前2条の規定は、直前事業年度の末日の1年前の日以後において第三者割当等による募集新株予約権( 会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、次条に規定する新株予約権を除く。)の割当( 募集新株予約権の割当と同様の効果を有すると認められる自己新株予約権( 次条に規定する新株予約権を除く。)の割当を含む。以下同じ。)を行っている場合について準用する。

( ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制 )

第20条 新規上場申請者が、直前事業年度の末日の1年前の日以後において、その役員又は従業員その他本所が定める者であって、かつ、本所が適当と認めるもの（以下「役員又は従業員等」という。）に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割り当てた新株予約権（会社が当該新株予約権を取得するのと引換えに他の新株予約権又は新株予約権付社債の交付を行うときは、当該新株予約権を含む。）の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、本所が必要と認める書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わない場合及び前項の適用を受ける新株予約権の割当を受けた役員又は従業員等が、前項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合（本所が正当な理由があるものとして認める場合を除く。）には、本所は、上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

（ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制）

第20条の2 新規上場申請者が、直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において前条の規定の適用を受ける新株予約権の行使による株式の交付（会社が当該新株予約権を取得するのと引換えに株式を交付することを含み、直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。以下「ストックオプションとしての新株予約権の行使等」という。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、株式の交付を受けた者との間で、書面により当該株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その

他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし，当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

- 2 新規上場申請者が，前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは，本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の所有に関する規制)

第20条の3 ストックオプションとしての新株予約権の行使等により株式を取得した者が，第18条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には，本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし，本所が正当な理由があるものとして認める場合は，この限りでない。

- 2 新規上場申請者は，ストックオプションとしての新株予約権の行使等により株式を取得した者が第18条第1項に規定する確約に定める期間内において当該株式の譲渡を行った場合には，必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし，当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 3 新規上場申請者は，ストックオプションとしての新株予約権の行使等により株式を取得した者の当該株式の所有状況に関して本所から照会を受けた場合には，当該株式の所有状況に係る報告を本所に行うものとする。

(第三者割当等による募集株式等の割当の状況に関する記載)

第20条の4 新規上場申請者は，直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において，第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当（以下「第三者割当等による募集株式等の割当」という。）を行っている場合には，当該第三者割当等による募集株式等の

割当の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。

(上場前の株式等の移動に関する記録の保存等に関する規定の準用)

第20条の5 第16条の規定は、新規上場申請者が前条の規定に基づき本所に提出した書類の記載内容についての記録の保存等について準用する。

## 第5章 雜則

(委任規定)

第21条 この規則に定めのある事項並びにこの規則の解釈及び運用に關し必要な事項は、本所が規則により定める。

## 付 則

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 第2章の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に効力の発生する上場前の公募等に係る有価証券届出書を提出する新規上場申請者について適用する。
- 3 第3章の規定は、施行日以後に行う株券、転換社債券、新株引受権付社債券及び新株引受権証券の譲受け又は譲渡について適用する。
- 4 第4章の規定中第17条から第19条までの規定は新規上場申請者が施行日以後に行う第三者割当等による新株発行並びに転換社債及び新株引受権付社債の発行について、第20条第1項の規定は新規上場申請者が施行日以後に発行する転換社債及び新株引受権付社債の

転換及び新株引受権の行使による新株の発行について、同条第2項の規定は新規上場申請者が施行日以後に発行する転換社債及び新株引受権付社債の制限期間における転換及び新株引受権の行使による新株発行について、それぞれ適用する。

5 新規上場申請者の株券を、有価証券上場規程第13条第1号の規定に基づき市場第二部特別指定銘柄に指定することとなる場合で、上場申請日の直前事業年度の末日が平成2年9月30日以前に該当する場合は、第17条第2項並びに第19条及び第20条第2項において準用する第17条第2項中「2年前の日から」とあるのは「1年6か月前の日から」と、当該直前事業年度の末日が平成2年10月1日から平成3年3月31日までに該当する場合は、同条同項中「上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から」とあるのは「平成元年4月1日から上場申請日の直前事業年度の末日の」と、それぞれ読み替えるものとする。

6 施行日前に発行された転換社債及び新株引受権付社債について、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる日までに転換又は新株引受権の行使が行われていない場合には、本所は上場申請の不受理の措置をとるものとする。

(1) 上場申請日の直前事業年度の末日が平成3年3月31日以前に該当する新規上場申請者

上場申請日の直前事業年度の末日まで

(2) 上場申請日の直前事業年度の末日が平成3年4月1日から平成4年3月31日までに該当する新規上場申請者

平成3年3月31日まで

(3) 上場申請日の直前事業年度の末日が平成4年4月1日以後に該当する新規上場申請者

制限期間の最終日まで

7 上場申請日の直前事業年度の末日が平成4年4月1日以後に該

当する新規上場申請者が施行日前に発行した転換社債及び新株引受権付社債の制限期間における転換又は新株引受権の行使による新株発行が、平成3年4月1日以後に行われるときは、第20条第2項において準用する第17条第2項(第1号及び第2号を除く。)及び第18条の規定の例による。

#### 付 則

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第6条第4項の規定にかかわらず、平成4年4月1日前に上場前の公募等に係る有価証券届出書を提出する新規上場申請者については、なお従前の例による。

#### 付 則

- 1 この規則は、平成4年12月28日から施行する。
- 2 改正後の第6条の2、第9条、第10条及び第12条の規定にかかわらず、この改正規定施行の日前に上場前の公募等に係る有価証券届出書を提出する新規上場申請者については、なお従前の例による。

#### 付 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けようとする株券を発行している新規上場申請者が平成8年4月1日から平成8年12月31日までに上場申請を行い、かつ、制限期間終了後上場申請日の直前事業年度末日までに転換社債又は新株引受権付社債(第20条の2の適用を受ける新株引受権付社債を除く。)を発行し、次の一に該当する場合は、第19条の規定で準用する第17条第1項の規定を適用しないことができるものとする。

- (1) 上場申請日の直前事業年度の末日までに当該転換社債の転換請求期限を繰り上げて償還することにより転換請求期間が終了し、かつ、転換による新株発行が行われていない場合
- (2) 上場申請日の直前事業年度の末日までに当該新株引受権付社債の

新株引受権の行使請求期間が終了（最終償還期限を繰り上げて償還することにより行使請求期間を終了する場合を含む。）し，又は新株引受権を他の適正な手続により失効しており，かつ，新株引受権の行使による新株発行が行われていない場合

付 則

この規則は，平成9年6月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は，平成9年9月1日から施行する。
- 2 改正前の第4条第1項の規定により競争入札による公募等を行った新規上場申請者については，なお従前の例による。

付 則

この規則は，平成11年7月1日から施行し，同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この規則は，平成12年5月8日から施行する。

付 則

この規則は，平成13年7月16日から施行する。

付 則

- 1 この規則は，平成13年9月4日から施行し，同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず，この規則施行の際，現に上場申請を行っている新規上場申請者が，この規則施行の日以後に新株，新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行う場合には，改正後の規定を適用する。
- 3 この規則施行の日から当分の間，改正後の第20条の2の規定の適用については，同条第1項中「前条に規定する新株予約権の行使又は転換（その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。）による」とあるのは，「前条に

規定する新株予約権の行使若しくは転換（その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。）による又は商法の一部を改正する法律（平成9年法律第56号）附則第9条若しくは商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第10条による改正前の商法の一部を改正する法律（平成9年法律第56号）附則第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第59号。以下「新規事業法」という。）第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号。以下「通信・放送事業法」という。）第8条第1項の規定による決議（以下「改正前の新規事業法等の規定による決議」という。）に基づき」と、「割り当てられた新株予約権」とあるのは「割り当てられた新株予約権又は改正前の新規事業法等の規定による決議」とする。

4 この規則施行の日から当分の間、新規上場申請者は、上場申請日以後において効力を有する改正前の新規事業法等の規定による決議（上場日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に行われた改正前の新規事業法等の規定による決議であって、上場申請日の前日までの間に改正前の新規事業法等の規定による決議に基づき新株発行を行った場合の当該決議を除いたものをいう。）がある場合又は上場申請日の後に改正前の新規事業法等の規定による決議がなされた場合若しくは改正前の新規事業法の規定による決議が失効した場合には、本所が定めるところにより通知するものとする。

#### 付 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株の引受権及びその行使により発行又は移転された株式に関しては、なお従前の例による。

- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債及び新株引受権付社債（次項ただし書きに規定する新株引受権付社債を除く。）は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。ただし、当該新株引受権証券のうち、改正前の第20条の規定に適合する新株引受権証券並びにその新株引受権証券に係る新株引受権付社債及びその新株引受権証券の新株引受権の行使により発行又は移転された株式に関しては、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成14年12月16日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月2日から施行する。

付 則

この規則は、本所が定める日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行し、同日前に行われた自己株式及び自己新株予約権の処分については、なお従前の例による。

付 則

この規則は，平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年6月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年12月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年6月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成24年10月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。